

北海道経済産業局、北海道開発局、北海道運輸局、北海道労働局、北海道中小企業総合支援センター、中小企業大学校旭川校と北海道は、地域の皆さんが活用できる支援メニューや情報をタイムリーにお届けします。

## INDEX

「○」：募集している助成事業

## 【1】販路拡大・海外展開

(P1~5)

- 海外での商談会やテスト輸出などの事業実施【NEW】……………北海道
- 表彰企業等プレミアム・パッケージ支援事業のご案内……………北海道
- 台湾における「北海道チャレンジショップ」への出品募集のご案内【NEW】……………北海道
- 道産食品の輸出相談窓口に関するご案内……………北海道
- 「北海道食品機能性表示制度(愛称:ヘルシーDo)」の活用……………北海道

## 【2】融資

(P6~12)

- 「北のふるさと事業承継ファンド」のご案内【NEW】……………中小企業総合支援センター
- 北海道の中小企業者向け融資制度……………北海道
- 北海道の創業者向け融資制度……………北海道
- コストアップに対応する融資制度のご案内……………北海道
- 短期資金のご案内(北海道の融資制度)……………北海道
- さけ・ます流し網漁禁止に係る関連中小企業者向け融資制度及び相談室……………北海道
- 小規模企業者等設備貸与事業のご案内……………北海道

## 【3】雇用の確保

(P13~21)

- 労働移動支援助成金のご案内【制度改正】……………労働局
- 特定求職者雇用開発助成金(長期不安定雇用者雇用開発コース)のご案内……………労働局
- キャリアアップ助成金のご案内……………労働局
- 人事評価改善等助成金のご案内……………労働局
- 人材開発支援助成金のご案内……………労働局
- 地域雇用開発助成金(地域雇用開発コース)のご案内……………労働局
- 「ほっかいどう働き方改革支援センター」のご案内【更新】……………北海道
- 「ほっかいどうなでしこ応援企業表彰」の募集【NEW】……………北海道
- 「北海道ビジネスサポート・ハローワーク」のご案内について【NEW】……………北海道

## 【4】人材育成

(P22~27)

- 8月~9月開講講座のご案内【更新】……………中小企業大学校旭川校
- 地域の魅力を発信するブランド商品づくりセミナーのご案内【NEW】……………中小企業大学校旭川校
- 「第6回北海道産業人材育成企業知事表彰」候補企業の募集【NEW】……………北海道
- 能力開発セミナー(8-10月開講予定)のご案内【更新】……………北海道
- 「在職者職業訓練総合相談窓口」の開設……………労働局・北海道他

## 【5】各種相談

(P28)

- タカタ(株)の民事再生法適用申請により影響を受ける中小企業・小規模事業者対策の実施【NEW】……………経済産業局

## 【6】イベント・セミナー

(P29)

- 「新産業構造ビジョン」講演会の開催~第4次産業革命による超スマート社会の実現~【NEW】……………経済産業局

## 【7】その他

(P30~37)

- 「平成29年度 北海道知的財産支援ガイド」の発刊【NEW】……………経済産業局
- 平成29年度災害時に備えた社会的な重要インフラへの自衛的な燃料備蓄の推進事業費補助金の公募開始……………経済産業局
- 第2回日本サービス大賞の募集開始……………経済産業局
- 平成29年度「夏季の省エネルギーの取組について」の決定……………経済産業局
- 平成29年度公共施設見学ツアーを催行する旅行会社の募集……………開発局
- 平成29年度「手づくり郷土(ふるさと)賞」の募集【NEW】……………開発局
- 北海道コンベンション誘致促進助成金のご案内……………北海道
- 平成29年度「北海道省エネルギー・新エネルギー促進大賞」の募集……………北海道

## 海外での商談会やテスト輸出などの委託事業を実施します【新規】

(北海道)

道では、道産食品の輸出に取り組む道内企業を支援するため、海外での商談会やテスト輸出などの委託事業を実施します。商談会・テスト輸出については、詳細が決まり次第ホームページなどで参加事業者の募集を開始しますが、ご興味のある方は、下記の受託事業者までお問い合わせください。

(ホームページ:<http://www.h-food.or.jp/>)

### ◆実施事業・主な事業内容

#### 【道産食品販路拡大推進事業】

- ・海外現地アドバイザー(シンガポール、タイ)の配置
- ・道内アドバイザー(東アジア担当、北米・EU担当)の配置
- ・現地商談会の開催(タイ、シンガポール、香港、台湾)

#### 【新規市場食需要開拓推進事業(機能性食品・スイーツ)】

- ・テスト輸出の実施(タイ、シンガポール、香港、台湾)
- ・道内普及啓発セミナーの開催

### ◆問い合わせ先

受託者:(一社)北海道食産業振興機構 TEL011-200-7000

(委託者:北海道経済部食関連産業室輸出戦略グループ TEL011-204-5138(直通))

## 表彰企業等プレミアム・パッケージ支援事業のご案内

(北海道)

道が表彰・認定した商品の開発等を行った企業の更なるステップアップと道の表彰・認定制度の知名度向上を図るため、企業の販路開拓に向けた取組をサポートするパッケージ型のフォローアップを実施しています。

## ◆対象となる表彰・認定制度

表彰・認定名	表彰等の趣旨	募集期間等
新商品トライアル制度	「新商品の生産により新事業分野の開拓を行う事業者」を知事が認定し、当該事業者が生産する新商品の販路開拓を支援します。 URL: <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/sanshin/trial_home.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/sanshin/trial_home.htm</a>	9月頃予定
北海道新技術・新製品開発賞	本道工業等の技術開発を促進し、新産業の創出や既存産業の高度化を図るため、道内中小企業者等が開発した優れた新技術・新製品を表彰します。 URL: <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kgs/H29shinseihinkaihatsushou.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kgs/H29shinseihinkaihatsushou.htm</a>	29年度の募集は終了しました。
北海道省エネルギー・新エネルギー促進大賞	北海道省エネルギー・新エネルギー促進条例に基づき、省エネルギーの促進や新エネルギーの開発・導入の促進に関し、顕著な功績のある個人及び団体等を表彰します。 URL: <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kke/sene2/sokusintaisyo-bosyu.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kke/sene2/sokusintaisyo-bosyu.htm</a>	6月1日(木)～8月25日(金)
北海道チャレンジ企業	道内中小企業の活性化を図るため、経済環境の変化に対応し、果敢に挑戦している創業まもない企業や経営革新に取り組む企業などで、優れた成果を収め、他の模範となる企業を表彰します。 URL: <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/sanshin/ec/cyarengetop.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/sanshin/ec/cyarengetop.htm</a>	29年度から新表彰制度へ移行予定

## ◆サポート期間

上記表彰等を受賞後、3年間(但し、中小企業総合振興資金による融資及び道発注工事の総合評価落札方式における評価項目での加点は除く)。

## ◆サポートの内容

- ・道庁本庁舎1階道政広報コーナーでのパネルや商品展示など道の施設でのPR
- ・中小企業総合振興資金による融資
- ・道発注工事の総合評価落札方式における評価項目で加点(新商品トライアル制度は除く)
- ・ビジネス EXPO や産業交流展など各種展示会への出展・PR
- ・道のホームページ内のポータルサイトでの商品の紹介 など

※詳細については、道の表彰・認定企業等ポータルサイトをご覧ください。

URL:<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kks/award.htm>

## ◆問い合わせ先

北海道 経済部 経済企画局経済企画課 経済調査グループ  
北海道札幌市中央区北3条西6丁目 TEL:011-204-5139

## 台湾における「北海道チャレンジショップ」への出品者募集のご案内【新規】

(北海道)

(一社)北海道貿易物産振興会では台湾における販路拡大や情報発信等の地域の取組を支援するため、道などの協力のもと台湾に「北海道チャレンジショップ」を3か月の期間限定で開設します。

期間中商品を入れ替えるなど、より多くの事業者様のマーケティング機会を増やすこととしておりますので、台湾市場への進出をお考えの皆様は、ぜひ「北海道チャレンジショップ」にご参加ください。

### ◆北海道チャレンジショップについて

- 1 期 間:2017年10月~12月
- 2 場 所:遠東百貨「Top City 台中大遠百」12階 特設会場
- 3 設置者:北海道貿易物産振興会
- 4 協 力:北海道、北海道国際ビジネスセンター

### ◆募集内容

- 1 対象商品:道内で製造・加工された食品、工芸品等
- 2 申込資格:
  - ア 道内に事務所又は事業所を有する企業及び個人事業主のうち道産品の製造・加工を行っている方  
または自らが企画・考案した道産品の販売を行っている方
  - イ 地方公共団体、商工・物産関連団体 など
- 3 取引条件等
  - ・テスト販売期間は1か月間です。
  - ・原則として売上仕入となります。(期間中、売れた「個数×道内卸価格」をお支払い)
- 4 その他
  - ・台湾市場を知る機会ともなりますので、現地販売への参加を歓迎します。
  - ・地域の物産・観光・文化などの発信の場としてもご活用ください。

### ◆申込締切

- 第1回:平成29年7月24日(月)  
第2回:平成29年8月28日(月)

### ◆申込み・問い合わせ先

(一社)北海道貿易物産振興会(海外推進部:田辺、村中、曾屋)  
住所:札幌市中央区北1条西2丁目 北海道経済センター1階  
電話:011-251-7976 FAX:011-251-0230  
E-mail:tanabe@dousanhin.com

※ 詳細な募集条件等は次のホームページに掲載されておりますのでご覧ください。

[http://www.dousanhin.com/news/news/#news\\_114](http://www.dousanhin.com/news/news/#news_114)

## 道産食品の輸出相談窓口に関するご案内

(北海道)

農林水産省と日本貿易振興機構(ジェトロ)では、皆様にお気軽に相談いただける「農林水産物・食品輸出相談窓口」を国内各地に設置しています。

諸外国の規制・制度、国の支援事業、輸出先国のマーケット情報、輸出手続き等輸出に関するお問い合わせに、ぜひご利用ください。

### 農林水産物・食品の輸出相談窓口

農林水産省と日本貿易振興機構(ジェトロ)は、皆様にお気軽に相談いただける「農林水産物・食品輸出相談窓口」を国内各地に設置しています。是非、ご利用ください。

農林水産 輸出相談 **検索**

#### 北海道農政事務所：TEL 011-330-8810

- ・輸出先国の各種規制・制度（放射性物質、検疫等）
- ・輸出に関する各種支援事業 等

#### ジェトロ北海道：TEL 011-261-7434

- ・輸出先国の基礎情報、マーケット情報
- ・輸出手続きについて ・見本市・商談会に関する情報 等

- ◆ 農林水産省、ジェトロ本部でも相談をお受けしております。この他、地方農政局、国内のジェトロ事務所に設置している窓口は次のURLよりご参照ください(右記QRコードからもアクセスできます)。

農林水産省：TEL 03-6744-7155    ジェトロ：TEL 03-3582-5646

[http://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/e\\_soudan/attach/pdf/index-1.pdf](http://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/e_soudan/attach/pdf/index-1.pdf)



- ◆ 酒類の輸出についても、国税局・税務署および上記窓口において相談を受け付けておりますので、是非、お問い合わせください。

#### ◆お問い合わせ先

北海道経済部食関連産業室輸出戦略グループ    Tel011-204-5138（直通）

## 「北海道食品機能性表示制度（愛称：ヘルシー<sup>ド</sup>o）」の活用について

（北海道）

道では、道産加工食品に含まれる機能性成分について、健康でいられる体づくりに関する科学的な研究が行われた事実を認定する「北海道食品機能性表示制度（愛称：ヘルシーDo）」を平成 25 年 4 月 1 日からスタートさせました。

ヘルシーDoは、消費者の健康志向の高まりを捉えた、道産食品の付加価値向上と販路拡大につながる制度です。企業の皆様には、ぜひ積極的な活用をご検討ください。

### 《制度の概要》

- ◆認定要件 ・北海道で製造された加工食品であること  
・加工食品に含まれる機能性素材が北海道で製造されていること
- ◆認定基準 ・加工食品に含まれる成分について、健康の維持、増進効果の検証のために行われた「ヒトを被験者とした食の臨床試験」の結果に基づき論文（同分野の複数の専門家による査読付きの学術論文）が作成されていることなど
- ◆認定審査 ・論文等について、道が、懇談会を開催し、学識経験者の意見を聞いて審査
- ◆申請受付 ・年 2 回（5 月、11 月）
- ◆表 示 ・認定品は商品パッケージに以下を表示

#### ＜認定文言＞

この商品に含まれる＜成分名＞については、『健康でいられる体づくりに関する科学的な研究』が行われたことを北海道が認定したものです。（この表示は、北海道フード・コンプレックス国際戦略総合特区における国との協議に基づき、北海道内で製造された製品に限り認められたものです。）

#### 【認定マーク】



#### 【ロゴマーク】



※ロゴマークの表示は任意

### 《累計認定数》

- ◆41 社 78 品目（平成 29 年 3 月現在）

### 《その他》

- ◆ヘルシーDo認定品は認定前と比較し約 30%売上額が増加しています。中には、3 倍、4 倍に増えた事例もあります。（道の平成 27 年度調査実施の結果）
- ◆道では、ヘルシーDo認定品を広く紹介するため、さまざまな取組を行っています。
  - ・ヘルシーDoフェア（平成 28 年度は 3 月までに、「北海道どさんこプラザ札幌店」などで 8 回開催）
  - ・「健康博覧会 2017」（2 月 15 日～2 月 17 日、東京ビッグサイトで開催される国内最大級の健康関連の展示会）に『北海道ヘルシーDoゾーン』を展開し、認定企業とともにヘルシーDoをアピール など

### ◆お問い合わせ先

北海道経済部食関連産業室研究集積グループ  
北海道札幌市中央区北 3 条西 6 丁目 TEL:011-204-5226



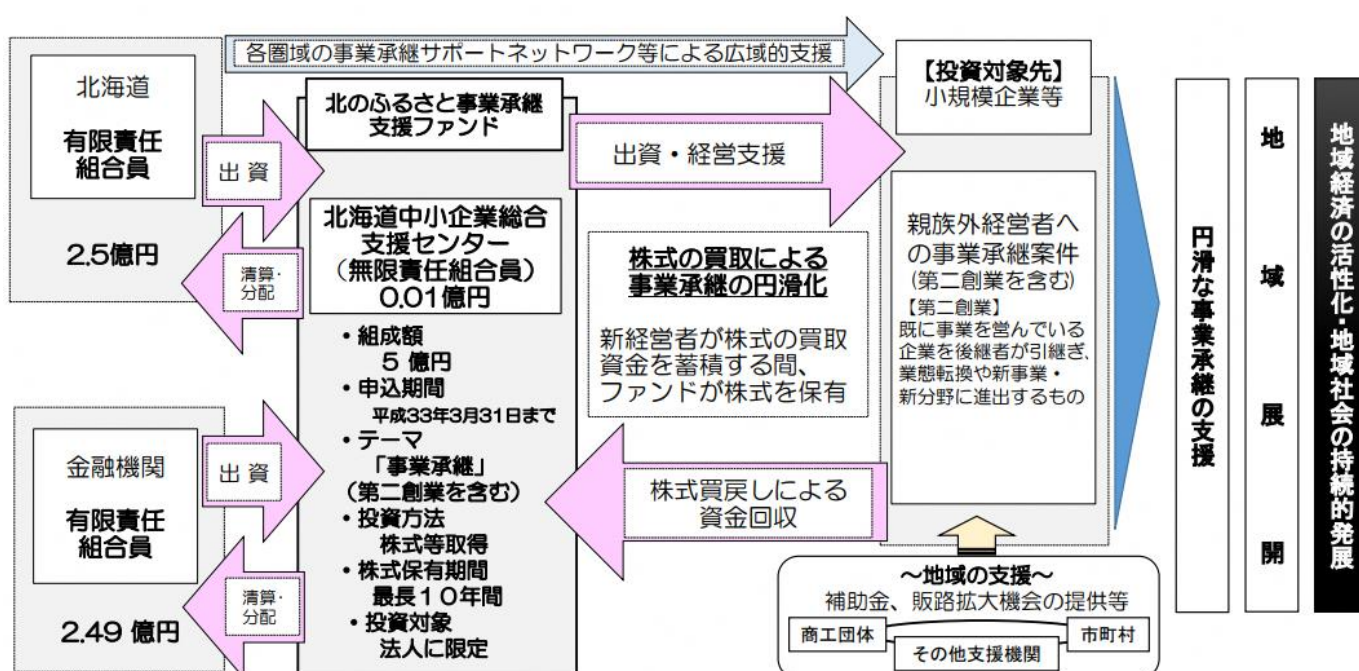
## 「北のふるさと事業承継ファンド」について【新規】

(公益財団法人北海道中小企業総合支援センター)

北海道、北洋銀行、北海道銀行、札幌信用金庫、旭川信用金庫、北見信用金庫、北央信用組合及び北海道中小企業総合支援センターは連携して、「北のふるさと事業承継支援ファンド」を設立しました。

### ◆設立の目的

「北のふるさと事業承継支援ファンド」は、地域の経済・雇用を支える小規模企業の事業活動の継続を図るため、官民連携による道内小規模企業への資金供給により、円滑な事業承継を支援します。



### ◆ファンド概要

名称	北のふるさと事業承継支援ファンド投資事業有限責任組合
ファンド総額	5億円(設立:平成29年3月31日)
運営者	(公財)北海道中小企業総合支援センター
出資者	北海道、北洋銀行、北海道銀行、札幌信用金庫、旭川信用金庫、北見信用金庫、北央信用組合、(公財)北海道中小企業総合支援センター
投資対象	親族外経営者への事業承継(第二創業を含む)を行う小規模企業(法人に限定)
投資内容	事業承継を行う事業者等からの株式の取得

＜北のふるさと事業承継ファンドホームページ＞

<http://www.hsc.or.jp/gaiyo/keiei/fund.htm>

### ◆問い合わせ先

(公財)北海道中小企業総合支援センター 企業振興部 小規模企業支援G

TEL:011-232-2001

北海道の中小企業向け融資制度（中小企業総合振興資金）

（北海道）

道では、中小企業の皆様が経営基盤の強化や事業の活性化に向けて円滑な資金調達ができるよう、中小企業総合振興資金融資制度を通じて支援しています。

また、特定非営利活動法人(NPO法人)の方も中小企業総合振興資金をお使いいただけます。

◆制度概要

資金名		融資対象	
ライフ ステージ 対応資金	創業貸付	①新たに事業を開始する、又は会社を設立する予定の個人 ②新たに会社を設立する予定の中小企業者である会社 ③創業後5年を経過しない個人又は中小企業者である会社	
	ステップ アップ 貸付	事業規模の拡大や経営効率の向上を図る計画を有する中小企業者等	
		政 策 サポ-ト	道の経済施策に基づく分野の事業に取り組む方 【食、国際、環境・エネルギー、ものづくり、商業、 事業活性化(経営革新、雇用、事業承継、表彰)】
		観 光・ 企業立地	①道内において観光施設の新増設や観光客の受入体制の整備に取り組む方 ②道内において工場や事業所の新増設を行う企業立地促進費補助金の 対象業種事業者
	経営力強化貸付	信用保証協会の「経営力強化保証制度」の対象となる中小企業者等	
再生支援貸付	①北海道中小企業再生支援協議会の支援による事業再生に取り組む中 小企業者等 ②経営安定(倒産防止)特別相談室を設置する商工会議所等の推薦を受 けた中小企業者等		
経済環境 変化対応 資金	経営環境 変化対応 貸付	経済環境の変化により、一時的に売上や利益の減少等業況悪化を来して いる中小企業者等	
		原料等 高騰	①原料等高騰の影響により、売上高に対する売上原価等の割合が前年同 期比で増加している中小企業者等 ②①の要件に該当し、省エネルギー施設等を導入する方
		認定企業	中小企業信用保険法第2条第5項に基づく市町村長の認定を受けた「特定 中小企業者」、又は、道が特に認めた事由により影響を受けている中小企業者等
		災害復旧	①災害の影響により中小企業信用保険法第2条第5項に基づく市町村長の 認定を受けた「特定中小企業者」 ②災害等により被害を受けた方で道が認めた地域内に事業所を有する中 小企業者等
	防災・減災 貸付	事業継続計画(BCP)を策定し、事前に災害等に備える取組を行う中小企 業者等	
	耐震改修 対 策	要緊急安全確認大規模建築物を所有する方	
一般経営 資金	一般貸付	中小企業者等	
	小規模企業 貸付	従業員 20 人(商業・サービス業は5人、宿泊業及び娯楽業は 20 人)以下 の中小企業者等	
		小口	信用保証協会の「小口零細企業保証制度」の対象となる小規模企業者

※詳しい要件については、下記ウェブページをご覧ください。

URL: <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/kny/yuushi/index.htm>

◆問い合わせ先:北海道 経済部 地域経済局 中小企業課 金融グループ(TEL 011-204-5346)  
各総合振興局・振興局 産業振興部 商工労働観光課  
後志総合振興局 産業振興部 小樽商工労働事務所



## 北海道の創業者向け融資制度

(北海道)

道の融資制度(中小企業総合振興資金)では、これから道内で事業を開始したい方や、事業開始後5年未満である方などを支援するため、創業者向けの融資制度をご用意しています。ぜひご利用ください。

◎創業前でも申込みできます！

◎据置期間を最長2年まで設定できます！

◆制度概要

資金名	創業貸付	
融資対象	(1)事業を営んでいない個人であって、1か月以内(産業競争力強化法第2条第23項第1号に規定する認定特定創業支援事業(以下「認定特定創業支援事業」という。)により支援を受けて創業する場合は6か月以内)に新たに事業を開始するあるいは2か月以内(認定特定創業支援事業により支援を受けて創業する場合は6か月以内)に新たに会社を設立して事業を開始する具体的な計画を有するもの (2)中小企業者である会社であって、新たに中小企業者である会社を設立して事業を開始する具体的な計画を有するもの (3)事業を営んでいない個人が、個人又は会社設立により事業を開始し、開始後5年を経過しないもの又は、中小企業者である会社が新たに設立した中小企業者である会社であって、設立後5年を経過しないもの	
資金用途	事業資金(運転資金・設備資金)	
融資金額	3,000万円以内 かつ、融資対象(1)のうち信用保証協会の創業等関連保証を受けようとする者については、自己資金額の範囲内	
融資期間	10年以内(うち据置2年以内)	
融資利率	<b>【固定金利】</b> 3年以内 年1.2% 5年以内 年1.4% 7年以内 年1.6% 10年以内 年1.8%	<b>【変動金利】</b> 年1.2% (融資期間が3年を超える場合に選択可能)
担保及び保証人	取扱金融機関の定めるところによります。 ただし、信用保証協会の創業等関連保証、創業関連保証、支援創業関連保証及び再挑戦支援保証を受けようとする方については無担保無保証人(法人は原則代表者を保証人)とします。	
償還方法	取扱金融機関の定めるところによります。	
信用保証	すべて信用保証協会の保証付きとなります。	
取扱金融機関	北海道銀行、北洋銀行、道外本店銀行道内支店、商工組合中央金庫、農林中央金庫、信用金庫、信用組合	

◆問い合わせ先：北海道 経済部 地域経済局 中小企業課 金融グループ(TEL 011-204-5346)  
 各総合振興局・振興局 産業振興部 商工労働観光課  
 後志総合振興局 産業振興部 小樽商工労働事務所

コストアップに対応する融資制度のご案内

(北海道)

道では、中小企業向け融資制度(中小企業総合振興資金)において、原材料価格の高騰や人件費の増加など、様々なコストアップ要因に対応した資金メニューを用意し、中小企業の方々を支援しています。

◎こんな方向けの資金です◎

- ・最近売上が落ちていて、資金繰りが厳しい・・・
- ・水産物の不漁等に起因する原材料の価格高騰などで収益を圧迫している・・・

◆制度の概要

資金名	経営環境変化対応貸付	
	融資対象(1)	融資対象(2)【原料等高騰】
融資対象	(ア)最近3か月の売上高(生産高)が前年同期に比べ5%以上減少している中小企業者等 (イ)最近3か月の売上高(生産高)が前年同期に比べ減少しており、かつ、前年度の売上高(生産高)が前々年度の売上高(生産高)に比べ減少している中小企業者等 (ウ)前年度における純利益額又は売上高経常利益率が前々年度に比べ減少している中小企業者等 (エ)最近3か月の売上高経常利益率が前年同期に比べ減少している中小企業者等	(ア)最近3か月の売上高に対する「売上原価」又は「販売費及び一般管理費」の割合(以下、「売上原価率等」という。)が前年同期に比べ増加している中小企業者等 (イ)原則として最近1か月の売上原価率等が前年同月に比べ増加し、かつ、その後2か月を含む3か月の売上原価率等が前年同期に比べ増加する見込みの中小企業者等 (ウ)原料等価格の高騰の影響を受けている中小企業者等であって、省エネルギーに資する施設や新エネルギーを使用する施設又は環境への負荷を低減させる施設等を導入するもの
資金用途	事業資金(運転資金・設備資金)	(ア)(イ)運転資金 (ウ)設備資金
融資金額	5,000万円以内	1億円以内
融資期間	10年以内(うち据置2年以内)	10年以内(うち据置2年以内)
融資利率	《固定金利》 3年以内 年1.2%、5年以内 1.4%、 7年以内 年1.6%、10年以内 1.8% 《変動金利》 年1.2%(融資期間が3年超の場合に限る)	《固定金利》 5年以内 年1.1% 10年以内 年1.3% 《変動金利》 年1.1%(融資期間が3年超の場合に限る)
信用保証	必要により信用保証協会の保証に付することがあります。 保証付き融資の場合、利子とは別に、信用保証協会所定の保証料が必要となります。	

※上記資金に関する条件、手続きなど詳細については、下記ウェブページをご覧ください。

URL: [http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/kny/yuushi/shikin\\_costup.htm](http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/kny/yuushi/shikin_costup.htm)

◆問い合わせ先:北海道 経済部 地域経済局 中小企業課 金融グループ(TEL 011-204-5346)

各総合振興局・振興局 産業振興部 商工労働観光課  
後志総合振興局 産業振興部 小樽商工労働事務所

**北海道の融資制度（小規模企業貸付）で  
短期資金（融資期間1年以内）が使えます（北海道）**

北海道の融資制度(中小企業総合振興資金「小規模企業貸付」)では、決済資金等が必要な小規模事業者のために、融資期間が1年以内の短期資金の取扱いが可能となっています。ぜひご利用ください。

◎北海道信用保証協会に支払う信用保証料の割引が受けられます！

◎金融機関へ直接申し込むことができます！

◆制度概要

資金名	小規模企業貸付	
	小口	
融資対象	従業員 20 人(商業・サービス業は 5 人、宿泊業及び娯楽業は 20 人)以下の小規模企業者	信用保証協会の「小口零細企業保証制度」の対象となる小規模企業者 (小規模企業者で、既存の信用保証協会の保証付き融資残高(根保証においては融資極度額)が 1,250 万円未満であるもの)
資金用途	事業資金(運転資金・設備資金)	
融資金額	5,000 万円以内	1,250 万円以内
融資期間	1 年以内(割賦又は一括償還の選択可) ※1 年超の長期資金も可能です。その場合は融資利率が変わります。詳しくはお問い合わせください。	
融資利率	固定金利:年1.4%	
担保及び保証人	担保:無担保(小口は原則として無担保) 保証人:個人 原則として無保証人 法人 原則として代表者	
償還方法	取扱金融機関の定めるところによります。	
信用保証	すべて信用保証協会の保証付きとなります。 ※本資金を利用する場合の信用保証料については、北海道信用保証協会の割引措置が適用となります。	
取扱金融機関	北海道銀行、北洋銀行、道外本店銀行道内支店、商工組合中央金庫、農林中央金庫、信用金庫、信用組合	

◆問い合わせ先：北海道 経済部 地域経済局 中小企業課 金融グループ(TEL 011-204-5346)  
各総合振興局・振興局 産業振興部 商工労働観光課  
後志総合振興局 産業振興部 小樽商工労働事務所

さけ・ます流し網漁禁止に係る関連中小企業者向け  
融資制度及び相談室のご案内

(北海道)

ロシア水域におけるさけ・ます流し網漁の禁止により、売上高の減少など経営に影響を受けている関連中小企業者等の方々は、次の融資制度をご利用いただけます。

また、原料となるさけ・ますの入手が困難になるなど、経営に影響を受ける中小企業者等の経営及び金融の相談に対応するため、次のとおり相談室を設置しています。

◆制度概要

資金名	経営環境変化対応貸付【認定企業】	
融資対象	中小企業信用保険法第2条第5項第2号に基づく市町村長の認定を受けた「特定中小企業者」	
	「特定中小企業者」の認定にあたっては、本社所在地を管轄する市町村への申請が必要です。 また、認定基準は次のとおりです。 【認定基準】 次のいずれかに該当する中小企業者等で、さけ・ます流し網漁の禁止(平成28年1月1日)以降、1か月間の売上高、販売数量等の減少率の実績が過去3年間における各年のいずれかの同月比10%以上であり、かつ、その後の2か月を含む3か月間の売上高、販売数量等の減少率の実績又は見込みが過去3年間における各年のいずれかの同期比10%以上であること。 (1)さけ・ます流し網漁業者と直接的に取引を行っており、かつ、当該漁業者との取引依存度が20%以上である方 (2)さけ・ます流し網漁業者と間接的に取引を行っており、かつ、当該漁業者との取引依存度が20%以上である方 (3)根室市に事業所を有する方(さけ・ます流し網漁業者との取引依存度は問いません)	
資金用途	事業資金(運転資金・設備資金)	
融資金額	1億円以内	
融資期間	10年以内(うち据置2年以内)	
融資利率	《固定金利》 5年以内 年1.1% 10年以内 年1.3%	《変動金利》 年1.1% (融資期間が3年を超える取扱いの場合に限る)
担保及び償還方法	取扱金融機関の定めるところによります。	
信用保証	すべて信用保証協会の保証付きとなります。	
取扱金融機関	北海道銀行、北洋銀行、道外本店銀行道内支店、商工組合中央金庫、農林中央金庫、信用金庫、信用組合	

◆「ロシア水域におけるさけ・ます流し網漁禁止関連中小企業等経営・金融相談室」のご案内

<受付時間> 平日8時45分から17時30分まで(電話相談可)

<設置場所> 経済部地域経済局中小企業課 TEL:011-204-5346  
釧路総合振興局商工労働観光課 TEL:0154-43-9182  
根室振興局商工労働観光課 TEL:0153-24-5619

※上記融資制度のご案内等に関するお問い合わせも受け付けています。

小規模企業者等設備貸与事業のご案内

(北海道)

(公財)北海道中小企業総合支援センターでは、小規模企業者の方が創業及び経営の革新に必要な設備を導入する際に、センターがその設備を購入し、申込みをされた方に割賦販売または、リースする公的制度を実施しております。

詳しくは、(公財)北海道中小企業総合支援センター(電話011-232-2404)へお尋ねください。

◆制度の概要

区 分	割 賦 販 売	リ ー ス
対 象 者	常時使用する従業員数が50人以下の小規模企業者等	
対 象 設 備	創業者の事業のために必要な設備及び小規模企業者等の経営革新に必要な設備として一定の要件を満たすもの。	
設 備 価 格	100万円～1億円	
割賦・リース期間	10年以内	3～10年
割賦損料率・ 月額リース料率	割賦損料率 年 1.8%～2.0%	リース期間：月額リース料率 3年：2.955% ～ 10年：0.998%

※上記制度に関する手続きなど詳細については、下記ウェブページをご覧ください。

URL：[http://www.hsc.or.jp/gaiyo/setsubi/kappu\\_lease.htm](http://www.hsc.or.jp/gaiyo/setsubi/kappu_lease.htm)

◆問い合わせ先：北海道経済部 地域経済局 中小企業課近代化資金グループ(TEL 011-204-5345)



## 労働移動支援助成金のご案内〔制度改正〕

（北海道労働局）

労働移動支援助成金については、平成 29 年 4 月 1 日付けの制度改正に伴い、整理統合が行われ、各コースの助成内容が拡充されたほか、新たに「中途採用拡大コース」が創設されました。主な改正内容は以下のとおりとなっています。

### 1 再就職支援コース（旧名称：再就職支援奨励金）（拡充）

- 再就職支援コースは、事業規模の縮小に伴い離職を余儀なくされ、再就職援助計画の対象となった労働者に対して、民間の職業紹介事業者による再就職支援の委託、民間の教育訓練施設による職業訓練の委託、または求職活動のための休暇を付与するといった再就職援助のための措置を行った事業主に対して助成するものです。
- 改正により、求職活動のための休暇を与えた場合について、対象者が離職後 1 か月以内に再就職の実現をした場合に助成額を 10 万円上乘せします。

### 2 早期雇入れ支援コース（旧名称：受入れ人材育成支援奨励金（早期雇入れ支援））（拡充）

- 早期雇入れ支援コースは、事業規模の縮小等に伴い離職を余儀なくされ、再就職援助計画の対象となった労働者を、離職後 3 か月以内に期間の定めのない労働者として雇入れた事業主に対して助成するものです。
- 改正により、優遇助成の対象となる事業主が、雇入れから 1 年後に支給対象者の賃金をアップさせた場合（優遇助成（賃金上昇区分））に助成額を上乘せします。

※優遇助成は、生産指標等により一定の成長性が認められる事業所の事業主が、事業再編等を行う特定の事業所から離職した労働者を雇入れた場合に適用されます。

助成区分	助成額
通常助成	対象者 1 名あたり 30 万円
優遇助成	対象者 1 名あたり 40 万円×2 回 計 80 万円
優遇助成（賃金上昇区分）	対象者 1 名あたり 40 万円+60 万円（2 回目）計 100 万円

### 3 中途採用拡大コース（新設）

- 中途採用拡大コースは、これまで労働者の採用を新規卒者中心に行ってきた事業所が、中途採用者の能力評価や賃金、処遇にかかる制度を整備したうえで、採用者に占める中途採用者の割合を拡大（中途採用率拡大）、若しくは 45 歳以上の中高年労働者を初めて採用すること（45 歳以上初採用）を通じて、生産性を向上させた場合に助成を行うものです。
- 助成内容は以下のとおりです。

助成区分	助成額
中途採用率拡大	1 事業所あたり 50 万円
45 歳以上初採用	1 事業所あたり 60 万円

- ◆ 以上は制度の概要であり、助成金を受けるためにはその他定められた支給要件を満たす必要があります。
- ◆ 問い合わせ先：厚生労働省北海道労働局職業安定部職業対策課雇用開発係（雇用助成金さっぽろセンター 6 階）

TEL : 011-788-2294

- ◆ 厚生労働省ホームページ

[http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/kyufukin/](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/)

**特定求職者雇用開発助成金（長期不安定雇用者雇用開発コース）のご案内**

（北海道労働局）

この助成金は、いわゆる就職氷河期に就職の機会を逃したこと等により長期にわたり不安定雇用を繰り返す方（以下「長期不安定雇用者」という。）を正規雇用労働者として雇い入れる事業主を支援し、長期不安定雇用者の正規雇用労働者としての就職を促進するためのものです。

**<対象となる長期不安定雇用者> 下表①～④のすべてに当てはまる方が対象です**

雇入れ日において①～④のいずれにも当てはまる方を、ハローワークまたは民間の職業紹介事業者などから、対象労働者として紹介を受け、正規雇用労働者（※）として新たに雇用する事業主に助成金を支給します。

①	<b>雇入れ日時点の満年齢が35歳以上60歳未満の方</b>
②	<b>雇入れ日の前日から起算して過去10年間に5回以上離職または転職を繰り返している方</b> ▶ 「離職または転職」については、雇用保険の一般被保険者として雇用されていた場合とします。ただし、在学中のパート、アルバイト等は除きます。
③	<b>ハローワークまたは民間の職業紹介事業者などの紹介の時点で失業状態にある方</b> ▶ 1週間の所定労働時間が20時間以上またはそれと同等の業務に従事する自営業者等については失業の状態にあるとは認められません。
④	<b>正規雇用労働者として雇用されることを希望している方</b>

**（※）正規雇用労働者とは**

正規雇用労働者とは、以下の（ア）から（エ）のいずれにも該当する者とします。

ただし、一週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満である短時間労働者は除きます。

また、正規雇用労働者について就業規則等において定められていることが必要です。

（ア）期間の定めのない労働契約を締結している労働者であること。

（イ）派遣労働者として雇用されている者でないこと。

（ウ）所定労働時間が同一の事業主に雇用される通常の労働者の所定労働時間（週30時間以上）と同じ労働者であること。

（エ）同一の事業主に雇用される通常の労働者に適用される就業規則等に規定する賃金の算定方法および支給形態、賞与、退職金、休日、定期的な昇給や昇格の労働条件について長期雇用を前提とした待遇が適用されている労働者であること。

**<支給額> 対象期間を6カ月ごとに区分し、一定額を支給します**

企業規模	支給対象期間	支給額		支給総額
		第1期	第2期	
大企業	1年	25万円	25万円	50万円
中小企業	1年	30万円	30万円	60万円

※雇入れ日から起算した最初の6ヶ月を第1期、以後の6ヶ月を第2期といいます。

◆雇い入れた労働者の雇用状況など雇用管理に関する事項を支給申請にあわせて報告していただきます。

◆掲載している要件のほかにも、詳細な支給要件がありますので、活用を検討される際は、北海道労働局または最寄りのハローワークにご相談ください。

◆問い合わせ先：厚生労働省北海道労働局職業安定部職業対策課雇用開発係

（雇用助成金さっぽろセンター3階） TEL:011-738-1056

◆厚生労働省北海道労働局ホームページ

[http://hokkaido-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/hourei\\_seido\\_tetsuzuki/joseikin.html](http://hokkaido-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/hourei_seido_tetsuzuki/joseikin.html)

キャリアアップ助成金のご案内（北海道労働局）

有期契約労働者、短時間労働者、派遣労働者といった、非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップなどを促進するため、正社員化、人材育成、処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成する制度です。（平成29年4月1日改正）

助成内容		助成額
		※ <>は生産性の向上が認められる場合、( )は大企業の額
正社員化コース	有期契約労働者等を正規雇用労働者等に転換または直接雇用した場合	①有期→正規:1人当たり57万円<72万円>(42万7,500円<54万円>) ②有期→無期:1人当たり28万5,000円<36万円>(21万3,750円<27万円>) ③無期→正規:1人当たり28万5,000円<36万円>(21万3,750円<27万円>)
人材育成コース	有期契約労働者等に次のいずれかの訓練を実施 ◆一般職業訓練(OFF-JT) ◆有期実習型訓練(「ジョブ・カード」を活用したOFF-JT+OJT)	OFF-JT 賃金助成:1h当たり760円<960円>(475円<600円>) 経費助成:実費助成 ※訓練時間数に応じて1人当たり次の額を限度 (有期実習型訓練後に正規雇用等に転換された場合) 100時間未満の場合 10万円(7万円) 15万円(10万円) 100時間以上200時間未満の場合 20万円(15万円) 30万円(20万円) 200時間以上の場合 30万円(20万円) 50万円(30万円) OJT 実施助成:1h当たり760円<960円>(665円<840円>)
賃金規定等改定コース	すべてまたは一部の有期契約労働者等の基本給の賃金規定等を、増額改定した場合	①全ての賃金規定等を2%以上増額改定 対象労働者数が 1人～3人:95,000円<12万円>(71,250円<90,000円>) 4人～6人:19万円<24万円>(14万2,500円<18万円>) 7人～10人:28万5,000円<36万円>(19万円<24万円>) 11人～100人:1人当たり28,500円<36,000円>(19,000円<24,000円>) ②雇用形態別、職種別等の賃金規定等を2%以上増額改定 対象労働者数が 1人～3人:47,500円<60,000円>(33,250円<42,000円>) 4人～6人:95,000円<12万円>(71,250円<90,000円>) 7人～10人:14万2,500円<18万円>(95,000円<12万円>) 11人～100人:1人当たり14,250円<18,000円>(9,500円<12,000円>)
健康診断制度コース	有期契約労働者等を対象に「法定外の健康診断制度」を新たに規定し、4人以上に実施した場合	1事業所当たり38万円<48万円>(28万5,000円<36万円>)
賃金規定等共通化コース	有期契約労働者等と正社員との共通の賃金規定等を新たに規定・適用した場合	1事業所当たり57万円<72万円>(42万7,500円<54万円>)
諸手当制度共通化コース	有期契約労働者等と正社員との共通の諸手当制度を新たに規定・適用した場合	1事業所当たり38万円<48万円>(28万5,000円<36万円>)
選択的適用拡大導入時処遇改善コース	選択的適用拡大の導入に伴い、社会保険適用となる有期契約労働者等の賃金の引上げを実施した場合	基本給の増額割合に応じて、1人当たり 3%以上 5%未満:19,000円<24,000円>(14,250円<18,000円>) 5%以上 7%未満:38,000円<48,000円>(28,500円<36,000円>) 7%以上 10%未満:47,500円<60,000円>(33,250円<42,000円>) 10%以上 14%未満:76,000円<96,000円>(57,000円<72,000円>) 14%以上: 95,000円< 12万円>(71,250円<90,000円>)
短時間労働者労働時間延長コース	有期契約労働者等の週所定労働時間を5時間以上延長し、社会保険を適用した場合	1人当たり19万円<24万円>(14万2,500円<18万円>) 1時間以上2時間未満:38,000円<48,000円>(28,500円<36,000円>) 2時間以上3時間未満:76,000円<96,000円>(57,000円<72,000円>) 3時間以上4時間未満:11万4,000円<14万4,000円>(85,500円<10万8,000円>) 4時間以上5時間未満:15万2,000円<19万2,000円>(11万4,000円<14万4,000円>)

◆すべてのコースにおいて、助成人数や助成額に上限があります。

◆問い合わせ先:厚生労働省北海道労働局職業安定部職業対策課雇用開発係  
(雇用助成金さっぽろセンター6階) TEL:011-788-9071

◆厚生労働省ホームページ

[http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/part\\_haken/jigyounushi/career.html](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/part_haken/jigyounushi/career.html)

## 人事評価改善等助成金のご案内

(北海道労働局)

平成29年4月1日に新設された助成金であり、生産性向上に資する人事評価制度と賃金制度を整備することを通じて、生産性の向上、賃金アップ及び離職率の低下を図る事業所に対して助成するものであり、人材不足を解消することを目的としています。

### ◆主な受給要件

受給するためには、事業主が次の措置を実施することが必要です。

#### 1. 制度整備助成

##### (1)人事評価制度等整備計画の認定

人事評価制度等整備計画を作成し、管轄の労働局の認定を受けること。

##### (2)人事評価制度等の整備・実施

(1)の人事評価制度等整備計画に基づき、制度を整備し、実際に正規労働者等に実施すること。

#### 2. 目標達成助成

##### (1)生産性の向上

人事評価制度等の実施日の翌日から起算して1年を経過する日において、「生産性要件」を満たしていること。

「生産性要件」について詳しくは[こちら](#)

##### (2)賃金の増加

1の人事評価制度等の整備・実施の結果、人事評価制度等の実施日の属する月の前月に支払われた賃金の額と比較して、その1年度に支払われる賃金の額が、2%以上増加していること。

##### (3)離職率の低下

1の人事評価制度等の整備・実施の結果、人事評価制度等の実施日の翌日から1年を経過するまでの期間の離職率が、人事評価制度等整備計画を提出する前1年間の離職率よりも、下表に掲げる目標値(※)以上に低下させること。

※低下させる離職率の目標値は、対象事業所における雇用保険一般被保険者数に応じて変わります。

対象事業所における雇用保険一般被保険者の人数規模区分	1～300人	301人以上
低下させる離職率ポイント	維持	1%ポイント以上

◎このほかにも、雇用関係助成金共通の要件などいくつかの受給要件がありますので、詳しくは下記の「問い合わせ先」までお問い合わせください。

[雇用関係助成金に共通の要件等](#)

### ◆受給額

本助成金は制度整備助成で50万円、目標達成助成で80万円支給されます。

### ◆パンフレットやリーフレット、支給申請書等のダウンロード先

[「雇用関係助成金のご案内～雇用の安定のために」人事評価改善等助成金部分抜粋版\[336KB\]](#)

[「人事評価改善等助成金のご案内」\(平成29年4月版\)\[447KB\]](#)

[各種申請書類](#)

### ◆問い合わせ先

厚生労働省北海道労働局職業安定部職業対策課雇用開発係(雇用助成金さっぽろセンター6階) TEL:011-788-9132

人材開発支援助成金（旧キャリア形成促進助成金）のご案内（北海道労働局）

人材開発支援助成金は、労働者のキャリア形成を効果的に促進するため、職業訓練の段階的・体系的な実施や人材育成制度を導入し、労働者に適用させた事業主等に対して助成する制度です。

支給対象となる訓練	対象	助成内容	助成率・助成額 注：【 】内は中小企業以外	
				生産性要件を満たす場合
訓練関連 特定訓練コース “労働生産性の向上等、訓練効果が高い内容について助成”	中小企業 中小企業以外 事業主団体等	・労働生産性の向上に直結する訓練 ・一定の要件を満たす雇用型訓練（認定実習併用職業訓練、中高年齢者雇用型訓練）、若年労働者への訓練、熟練技能者による技能承継訓練等について助成	◎OFF-JT 経費助成：45(30)% 【60(45)% 【※1】】 賃金助成：760(380)円	◎OFF-JT 経費助成：60(45)% 【75(60)% 【※1】】 賃金助成：960(480)円
			◎OJT<雇用型訓練に限る> 実施助成：665(380)円	◎OJT<雇用型訓練に限る> 実施助成：840(480)円
一般訓練コース	中小企業 事業主団体等	特定訓練コース以外の訓練	◎OFF-JT 経費助成：30% 賃金助成：380円	◎OFF-JT 経費助成：45% 賃金助成：480円
制度導入関連 キャリア形成支援制度導入コース	中小企業	セルフ・キャリアドック制度、教育訓練休暇等制度を導入し、実施した場合に助成	制度導入助成 47.5万円	制度導入助成 60万円
職業能力検定制度導入コース		技能検定合格報奨金制度、社内検定制度、業界検定制度〔※2〕を導入し、実施した場合に助成		

- ※備考 ・有期契約労働者、短時間労働者、派遣労働者は助成対象外となります。  
 ・事業所毎の1年度内における助成上限額は1,000万円（一般訓練コースだけ活用する場合は500万円）  
 ・特定訓練コースの助成対象訓練時間は10時間以上（一般コースは20時間以上）  
 ※1 ・雇用型訓練において、建設業、製造業、情報通信業その他高度で実践的な訓練の必要性の高い分野の場合  
 ・若年雇用促進法に基づく認定事業主又はセルフ・キャリアドック導入企業の場合  
 ※2 ・業界検定制度の導入に係る助成対象は、事業主団体等（経費助成2/3）

◆問い合わせ先：厚生労働省北海道労働局職業安定部職業対策課雇用開発係  
 （雇用助成金さっぽろセンター6階） TEL:011-788-9070

◆厚生労働省ホームページ

[http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/kyufukin/d01-1.html](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/d01-1.html)



## 地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）のご案内

（北海道労働局）

この助成金は、雇用機会が特に不足している地域において、事業所の設置・整備に伴い、ハローワーク等の紹介により地域に居住する求職者等を雇い入れた事業主に対し、一定の金額を助成する制度です。（平成 29 年4月1日改正）

### <主な支給要件>

- 雇用機会が特に不足している地域等において、事業所の設置・整備を行い、それに伴って地域に居住する求職者等の雇い入れを行うことに関する計画書を労働局長に提出すること。
- 事業の用に供する施設や設備を計画期間内に設置・整備すること。
- 地域に居住する求職者等を計画期間内に常時雇用する雇用保険一般被保険者等としてハローワーク等の紹介により3人（創業の場合は2人）以上雇い入れること。
- 事業所における労働者（雇用保険の一般被保険者等）数の増加。

### <支給額>

本コースは、事業所の設置・整備費用と増加した支給対象者の数に応じて下表の額が最大3回にわたって支給されます。

設備・整備費用	支給対象者の増加人数（ ）内は創業の場合のみ適用			
	3（2）～4人	5～9人	10～19人	20人以上
300万円以上 1,000万円未満	48万円/60万円 (50万円)	76万円/96万円 (80万円)	143万円/180万円 (150万円)	285万円/360万円 (300万円)
1,000万円以上 3,000万円未満	57万円/72万円 (60万円)	95万円/120万円 (100万円)	190万円/240万円 (200万円)	380万円/480万円 (400万円)
3,000万円以上 5,000万円未満	86万円/108万円 (90万円)	143万円/180万円 (150万円)	285万円/360万円 (300万円)	570万円/720万円 (600万円)
5,000万円以上	114万円/144万円 (120万円)	190万円/240万円 (200万円)	380万円/480万円 (400万円)	760万円/960万円 (800万円)

※ 上表の額は左側が基本額、右側が生産性の向上が認められる場合の額、（ ）内は創業に該当する場合の支給額

※ 中小企業と認められる場合は、1回目の支給において支給額の1/2相当額が上乘せされます。また、創業と認められる場合は、さらに支給額の1/2相当額が上乘せされます。

- ◆以上は制度の概要であり、助成金を受けるためにはその他定められた支給要件を満たす必要があります。
- ◆問い合わせ先：厚生労働省北海道労働局職業安定部職業対策課雇用開発係（雇用助成金さっぽろセンター6階）

TEL : 011-788-2294

- ◆厚生労働省ホームページ

[http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/kyufukin/chiiki\\_koyou.htm](http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/chiiki_koyou.htm)

## 「ほっかいどう働き方改革支援センター」のご案内【更新】

(北海道)

道では、従業員の就業環境整備や労働生産性向上などに取り組む企業の方々を支援するため、社会保険労務士や中小企業診断士などの専門家が無料で相談に対応する「ほっかいどう働き方改革支援センター」を平成28年12月20日に開設しました。

是非、お気軽にご相談ください。

### ◆ 「ほっかいどう働き方改革支援センター」ではどんなことをやっているの？

「働き方改革」に取り組む企業のお悩み解決！専門家のアドバイスが**無料**で受けられます

#### ■ 社会保険労務士・中小企業診断士が相談に対応します。

「ほっかいどう働き方改革支援センター」(札幌)には、社会保険労務士・中小企業診断士が常駐し、従業員の就業環境の整備などの労働面のアドバイス、生産性の向上や業務の効率化、利益率の向上などの経営面に関するアドバイスがワンストップで受けられる相談窓口(無料)を常時設置しています。

#### ■ 札幌以外でも相談できる「出張相談会」を道内6か所で開催！

センターから離れている地域の企業の方々には、函館市、旭川市、帯広市、釧路市、北見市、室蘭市において開催する出張相談会もご利用いただけます。(詳細は、センターホームページをご覧ください。)

#### ■ 「働き方改革アドバイザー」が会社を訪問し、適切な助言・指導を行います。

就業規則の見直しや職場環境の改善など現場でのアドバイスが必要な場合には、専門家が直接会社を訪問し、実態に即したアドバイスを行います。(1法人につき2回まで)

### イベント情報(7月)

#### ■ 「ミニセミナー」+「出張相談会又は座談会」

日 程	セミナーのテーマ	場 所
7/21(金)16:00～17:30	中小企業者のための働き方改革セミナー	北見地方自動車整備協同組合 内
7/25(火)14:00～16:00	未定	室蘭市内 ※詳細はセンターまでお問い合わせください

(詳細は、センターまでお問い合わせください。なお、参加を希望される方は、センターまで事前にご連絡ください。)

### ◆ 「ほっかいどう働き方改革支援センター」ではどんな相談を受けられるの？

- ◇ 長時間労働を減らすにはどうしたらいいのかわかりたい
- ◇ 非正規社員を正社員にするメリットについて知りたい
- ◇ 就業規則に問題がないかチェックしてほしい
- ◇ 仕事と家庭の両立支援関係の助成金を紹介してほしい
- ◇ 有給休暇の取得率を上げるにはどうすればいいのかわかりたい
- ◇ 様々な「働き方」の最近の情報を知りたい

### ◆ ご利用方法

相談を希望される方は、下記の専用電話へ事前にご連絡ください。また、メールやFAXによる相談も承っています。

### ◆ ほっかいどう働き方改革支援センター

札幌市中央区北1条西7丁目プレスト1・7 3F 北海道中小企業団体中央会内

TEL:0120-495-595(専用電話)

Email:hatarakikatasiens@doginsoken.jp

FAX:011-206-1498

URL:<http://www.lilac.co.jp/hataraki>

午前9時～午後5時(土日祝日を除く)



「北海道なでしこ応援企業表彰」にご応募をお願いします【新規】

(北海道)

道では、女性の職業生活における活躍や労働者の仕事と家庭の両立を支援するため、積極的に取組みを推進している企業を「北海道なでしこ応援企業」として表彰し、その取組みを広く紹介します。

◆このような企業が表彰の候補です

道内に本社又は主たる事業所を置き、次のような取組みを行っていると思われる企業です。

ただし、本賞の受賞は1回限りとし、本賞と同一の功績で国の表彰等を受けたものは対象となりません。

- (1)女性の積極的な採用や管理職種への昇進機会の提供など、女性の職業生活における活躍の推進に積極的に取り組んでいること。
- (2)仕事と家庭の両立を積極的に推進するため、育児休業・介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律に定める各休業制度等と同程度以上の規定を有し、かつ、制度の活用促進に積極的に取り組んでいること。
- (3)次世代育成支援対策推進法に規定される一般事業主行動計画を策定・届出し、かつ、その行動計画に企業独自の制度を導入しているなど、取組みの促進を図っていること。
- (4)その他、在宅勤務や短時間勤務などの多様な働き方や職場復帰制度、長時間労働抑制の取組みなど、労働者の仕事と家庭の両立の促進に積極的に取り組んでいること。
- (5)北海道なでしこ応援企業に認定されていること。

◆応募方法

市町村若しくは関係団体からの推薦又は自薦によるものとします。

応募様式(ダウンロード)や表彰制度の詳細につきましては、道(雇用労政課)のホームページに掲載しておりますので、ご覧ください。

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/rkr/rsf/hyosyo.htm>

◆応募期限

平成 29 年 8 月 10 日(木)まで

\* 郵送の場合は当日消印有効



◆提出及び問い合わせ先

〒060-8588

札幌市中央区北3条西6丁目

北海道経済部労働政策局雇用労政課就業環境グループ 担当 羽鳥(はとり)

電話 011-231-4111 (内線:26-471)

FAX 011-232-0159

人材確保と経営力強化に取り組む企業を応援します  
【北海道ビジネスサポート・ハローワーク】のご案内について【新規】

(北海道)

北海道ビジネスサポート・ハローワークは、人材の確保・育成や、生産性の向上、経営力の強化などの課題に対応しようとする中小企業の皆様、および新規に創業をお考えの皆様へのサービスを、ワンストップで提供する北海道と北海道労働局が共同で運営する施設です。

ぜひお気軽にご相談ください。

◆サービス内容

- ・企業の在職者訓練に係る案内・相談、求人コンサルティング
- ・助成金に関する案内相談、助成金セミナーの開催
- ・経営相談(同一フロアの北海道中小企業総合支援センターが対応)

◆センター概要

営業時間:9:30~17:00(土日祝日休)

場所:札幌市中央区北1条西2丁目2

北海道経済センタービル 9F

(北海道中小企業総合支援センターと同一フロアです)

TEL:011-200-1622 FAX:011-281-2351

利用料:無料

◆7・8月の事務所向けセミナー

・各種助成金のご案内

- |                           |                                       |
|---------------------------|---------------------------------------|
| 「キャリアアップ助成金」              | 8/ 8(火)14:00~16:00                    |
| 「人材開発支援助成金」(旧キャリア形成促進助成金) | 8/14(月)14:00~15:30                    |
| 「特定求職者雇用開発助成金」            | 8/22(火)14:00~16:00                    |
| 「地域雇用開発助成金」               | 7/24(月)14:00~15:30、8/28(月)14:00~15:30 |
- (その他雇用保険関係セミナーも開催いたします)

★セミナー詳細、申込については以下のHPをご覧ください。

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/rkr/BSHW.htm>





中小企業  
大学校 旭川校

## 中小企業大学校旭川校 8月～9月開講講座のご案内

～中小企業の人材育成をサポート～ 【更新】(中小企業大学校 旭川校)

中小企業大学校旭川校は、経済産業省所管の独立行政法人である中小機構が運営する研修機関です。  
今回は、平成29年8月～9月に開講する研修講座の情報をご案内します。  
カリキュラム詳細をご覧頂き、ぜひ、ご検討ください。  
お申し込みは、ホームページまたはファックスでお受けしています。

### No.15 成果を上げる実践的仕事管理術

段取り八分！少人数で出来る効率的かつ成果につながる仕事のコツ

本研修では、仕事の企画・計画・実行を担当する立場の管理者・リーダーおよびその候補者を対象として、様々な場面で応用の利く、仕事の効率的・効果的な進め方(段取り力)と限られた人数でしっかりと成果を上げるための業務マネジメント手法について学んでいただき、自社で取り組むべき業務効率化を検討します。

#### ◆この研修のポイント

1. 仕事は段取り八分！段取り力を高めたい方に最適な講座です。
2. 少人数でも、強いチームをつくるためのポイントを学びます。
3. 目先の問題だけでなく根本的な問題を解決することで、大きな効率化を図ることが可能になります。

◆実施期間 8月2日(水)～4日(金)

◆研修時間 21時間

◆対象者 管理者、新任管理者(候補者)

◆受講料 31,000円(税込)

◆講師 株式会社ナレッジ・ジャパン 代表取締役 松澤 宏一氏

#### ◆詳細はこちら

<http://www.smrj.go.jp/inst/asahikawa/list/details2017/100023.html>

### No.16 女性活躍のためのキャリアアップ講座

本研修では、管理者・リーダーとして求められるコミュニケーション能力や、コーチング・部下育成、業務マネジメントについて学ぶとともに、自社で実践できる女性リーダーとしての行動計画を考えて頂きます。

#### ◆この研修のポイント

1. 「女性限定」の研修講座です。
2. 3日間で管理者・リーダーとして求められる幅広いスキルを学ぶことができます。
3. 受講者からは、「社会人として必要な知識が得られた」、「会社に戻ったら即実践してみたい」、「すぐに後輩育成に役立つ」と好評の研修講座です。

◆実施期間 9月20日(水)～22日(金)

◆研修時間 21時間

◆対象者 管理者、新任管理者(候補者)

◆受講料 31,000円(税込)

◆講師 Coaching Office RISE 代表・国際コーチ連盟プロフェッショナルコーチ・米国 GALLUP 認定ストレングスコーチ 田中 薫氏

#### ◆詳細はこちら

<http://www.smrj.go.jp/inst/asahikawa/list/details2017/100024.html>



No.17 営業の基本と商談交渉の進め方

本研修では、営業部門の管理者・リーダーが押さえておくべき営業の基本と商談交渉力の向上について具体的事例や演習を交えながら学びます。

◆この研修のポイント

1. 営業という仕事に誇りを持って取り組めるようになるための第一歩となる研修講座です。
2. 営業職が担う業務範囲と業務知識を理解し、職務遂行能力の向上につなげます。
3. 社内の営業職を育成するポイントをつかみ、自社の営業力強化を図りたい方に最適な研修講座です。

- ◆実施期間 9月26日(火)～28日(木)
- ◆研修時間 21時間
- ◆対象者 新任管理者
- ◆受講料 31,000円(税込)
- ◆講師 株式会社ジェニユインバリューコンサルティング 代表取締役 窪田 克彦氏

◆詳細はこちら

<http://www.smrj.go.jp/inst/asahikawa/list/details2017/100025.html>

砂川市・中小企業大学校旭川校連携セミナーin 砂川

No.35 顧客の心に届くおもてなしサービス実践講座

本研修では、社員一人ひとりが顧客ニーズに合致したサービスを継続的に提供するための「おもてなしサービス」について学ぶとともに、顧客の心に届く接客・接遇について演習を交えて習得していただきます

◆カリキュラム概要

1. おもてなしとホスピタリティ、サービス、マナーの違いを理解する。
2. 顧客ニーズを効果的に聴くための会話力
3. 顧客の心に届く接客、接遇の技術

- ◆実施期間 9月15日(金) 1日間
- ◆研修時間 6時間
- ◆対象者 経営幹部、管理者(候補者)
- ◆受講料 16,000円(税込)
- ◆講師 キャリアコンサルタント 藤原 美江子氏



中小企業  
大 学 校 旭川校

酪農学園大学×中小機構北海道・中小企業大学校 共同企画講座（無料セミナー）

地域の魅力を発信するブランド商品づくりセミナーのご案内【新規】

（中小企業大学校 旭川校）

本講座では(一社)地球 MD 代表理事 山本聖氏、(株)ローソン北海道商品部長 稲葉潤一氏による流通最前線の取り組みを解説いたします。

後半第2部パネルディスカッションでは江別に本社を置く(株)町村均氏、(株)菊水 代表取締役社長 杉野 邦彦氏に登壇いただき、北海道の強みを活かした商品開発、ご当地江別の魅力を発信するブランド商品づくりについて考察いただきます。

- ◆開催日時 8月2日(水)  
12時45分～16時15分
- ◆開催場所 酪農学園大学  
中央館1階学生ホール
- ◆受講対象者 中小企業・小規模企業の経営者・従業員、創業予定者 等
- ◆受講料 無料

詳細は[地域の魅力を発信するブランド商品づくり\(PDF ファイル : 805.2KB\)](#)をご参照ください。

◆◇ ご案内 ◆◇

各市町村・金融機関・商工会議所・商工会等で受講助成制度があります。

詳細は、中小企業大学校旭川校(TEL:0166-65-1200、FAX:0166-65-2190)までお問い合わせ下さい。

中小企業大学校旭川校 および 講座の情報は、ホームページをご覧ください。

<http://www.smrj.go.jp/inst/asahikawa/>



## 「第6回北海道産業人材育成企業知事表彰」候補企業募集について【新規】

(北海道)

道では、従業員等の人材育成に積極的な取組を行っている中小企業等を表彰します。

道内の中小企業等においては、従業員等の人材育成は重要な経営課題となっていますが、その取組を進めるに当たっては、参考となる他社の事例や効果的な取組について、知ることも大切です。

このため、従業員等の人材育成の取組方針を明確にし、能力開発制度を有するなど、人材育成を積極的に推進している中小企業等の取組を表彰し、その取組を広く紹介することにより、本道における産業人材の育成を図ります。

### ◆表彰対象

道内に主たる事業所を置く中小企業者等(※)であって、次の要件を満たす方が対象  
※中小企業者、中小企業団体、社会福祉法人、NPO法人

- ① 次の分野において事業を行っていること  
○食品産業 ○観光産業 ○ものづくり産業  
○ソーシャルビジネス(社会的課題解決を図る事業)○福祉・介護
- ② 「労働者」や「次の時代の産業の担い手」の人材育成について他の模範となる取組を行っていること

### ◆表彰数

概ね3企業、団体

### ◆応募・問い合わせ

- 1 応募  
自薦又は他薦とします。なお、応募方法の詳細は以下のホームページをご覧ください。  
<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/jzi/dai5kaibosyuugaiyou.htm>
- 2 応募締切  
平成29年8月31日(木)〈必着〉
- 3 問い合わせ先  
北海道経済部労働政策局人材育成課産業人材グループ  
電話 011-204-5098 FAX:011-232-1044  
e-mail keizai.jinzai1@pref.hokkaido.lg.jp

## 能力開発セミナー（8-10月開講予定）のご案内【更新】

（北海道）

在職者の能力向上を図るための職業訓練です。

北海道立高等技術専門学院及び障害者職業能力開発校では、企業に在職している方を対象に、知識・技能を向上させるための職業訓練（能力開発セミナー）を実施しています。

受講料は無料です（テキスト代等の実費負担あり）。訓練の詳細は、各高等技術専門学院等にお問い合わせください。

8-10月開講												
技 専 等	訓 練 科 名	専 攻 科 目 名	実 施 地	施設内外の別		昼夜の別		実施時期		訓練期間		定員
				内	外	昼	夜			日数	時間	
札幌高等技術専門学院 011-781-0559	支援技術向上科	障がい者施設職員等スキル向上	札幌市	○		○		H29.10.5	H29.10.6	2	12	10
旭川高等技術専門学院 0166-65-6220	OA事務科	Word(初級+実践)	名寄市		○		○	H29.10.16	H29.10.20	5	15	15
北見高等技術専門学院 0157-33-4436	1級建築科Ⅱ	施工管理技士実地受験対策	北見市	○			○	H29.8.21	H29.10.12	13	26	10
	パソコン基礎科Ⅱ	エクセル基礎・応用	遠軽町		○		○	H29.8.23	H29.9.13	10	30	15
	パソコン基礎科	表計算受験対策	美幌町		○		○	H29.8.21	H29.9.21	12	36	10
	経理科	日商簿記受験対策	網走市		○		○	H29.9.5	H29.11.17	21	42	10
	自動車整備科	1級小型自動車整備士受験対策	北見市	○			○	H29.9.20	H29.11.15	8	24	10
	観光ビジネス科	観光知識・観光英会話	遠軽町		○	○		H29.10.5	H29.10.26	4	16	15
室蘭高等技術専門学院 0143-44-7820	OA事務科	パワーポイント基礎	室蘭市	○			○	H29.9.25	H29.10.6	10	20	15
帯広高等技術専門学院 0155-37-6975	電気工学科Ⅰ	太陽光発電施工	帯広市	○		○		H29.8.7	H29.8.9	3	21	20
	電気工学科Ⅱ	電気工事基礎	帯広市	○			○	H29.9.4	H29.9.28	10	20	20
	経理事務科	建設簿記概論	帯広市	○			○	H29.10.3	H29.10.26	10	20	15
	接客接遇科	顧客対応基礎	池田町		○		○	H29.10.16	H29.10.19	4	12	15
釧路高等技術専門学院 0154-57-8016	観光ビジネス科	中国語講座	釧路市		○		○	H29.8.21	H29.12.11	15	30	20
	電気工学科	第一種電気工事士試験対策	釧路市		○	○		H29.9.11	H29.11月上旬	10	80	20
	情報処理科	SNS基本講座	釧路市	○			○	H29.10中旬	H29.12中旬	15	30	10
	情報処理科	パソコン基礎講座	根室市		○		○	H29.10下旬	H29.12月上旬	15	30	10
北海道障害者職業能力開発校 0125-52-2774	コミュニケーション技術科	コミュニケーションスキルアップ	旭川市		○		○	H29.9.5	H29.9.22	6	12	10
	コミュニケーション技術科(手話通訳対応)	コミュニケーションスキルアップ	札幌市		○		○	H29.10.11	H29.11.15	6	12	10
	コミュニケーション技術科	コミュニケーションスキルアップ	旭川市		○		○	H29.10.20	H29.11.10	6	12	10

## 「在職者職業訓練総合相談窓口」の開設について

(北海道労働局・北海道・独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構)

在職者の従業員のより高い資格・能力のレベルアップを考えている企業へ、職業訓練の情報や担当する窓口をご案内します！

- ◆ 北海道労働政策協定を踏まえ、平成 28 年 1 月 28 日に、北海道労働局、北海道、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の3者で、北海道ビジネスサポート・ハローワーク内に設置しました。

社員の人材育成に取り組み、スキルアップをお考えの企業の方、お気軽にご相談ください。

### ○職業訓練

能力開発セミナー、認定職業訓練制度（実施機関：北海道、高齢・障害・求職者雇用支援機構）

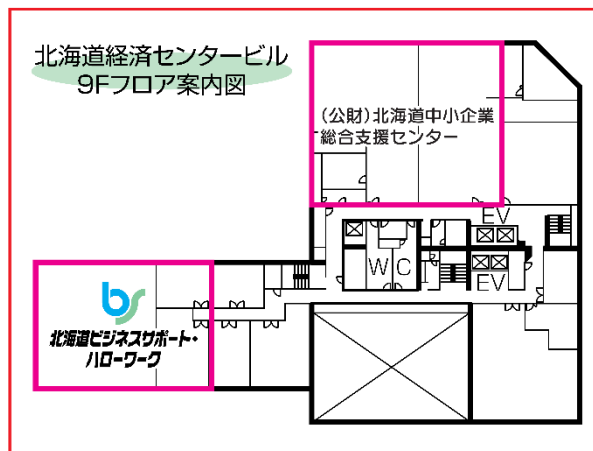
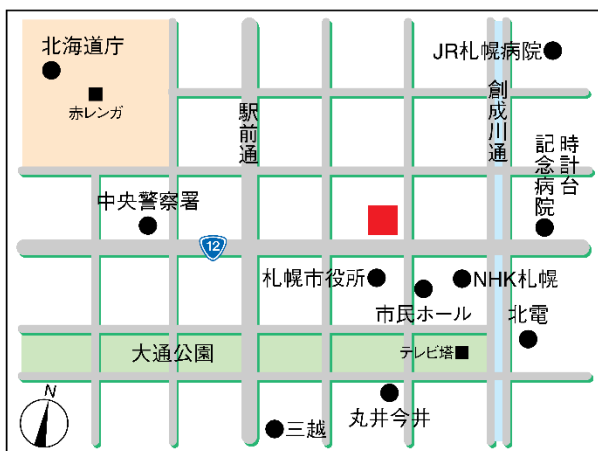
### ○助成金

キャリアアップ助成金、キャリア形成促進助成金、企業内人材育成推進助成金（実施機関：北海道労働局）

### ◆問い合わせ先

北海道ビジネスサポート・ハローワーク TEL 011-200-1622

札幌市中央区北1条西2丁目2 北海道経済センタービル9F





**タカタ(株)の民事再生法の適用申請により影響を受ける  
中小企業・小規模事業者対策を行います【新規】**

(北海道経済産業局)

経済産業省北海道経済産業局では、タカタ(株)の民事再生法の適用申請により影響を受ける中小企業・小規模事業者を対象に、資金繰り等に関する相談を受け付ける相談窓口を設置しました。

また、経済産業省では、公的金融機関による資金繰り支援を実施するなど、支援策を講じます。

**◆タカタ(株)関連相談窓口**

経済産業省 北海道経済産業局 産業部 中小企業課  
受付時間:平日 8:30~17:15  
札幌市北区北8条西2丁目 札幌第1合同庁舎4階  
TEL:011-709-2311(代表)内線 2575,2576  
011-709-1783(直通)  
FAX:011-709-4138  
E-mail:[hokkaido-chusho@meti.go.jp](mailto:hokkaido-chusho@meti.go.jp)

本相談窓口は、当局のほか、日本政策金融公庫、商工中金、信用保証協会、商工会議所、商工会連合会、中小企業団体中央会、よろず支援拠点、中小機構にも設置され、相談を受け付けています。

**◆セーフティネット保証1号の発動**

日本政策金融公庫及び沖縄振興開発金融公庫において、タカタ(株)の民事再生法の適用申請により影響を受け、売上減少など業況が悪化している中小企業・小規模事業者に対してセーフティネット貸付を実施します。

また、日本政策金融公庫、沖縄振興開発金融公庫、商工中金及び信用保証協会は、既往債務の返済猶予等の条件変更、貸出手続きの迅速化及び担保徴求の弾力化などについて、中小企業・小規模事業者の実情に応じて柔軟に対応します。

**◆詳細は当局のウェブサイトをご覧ください。**

【URL】<http://www.hkd.meti.go.jp/hokic/mado/takata/index.htm>

「新産業構造ビジョン」講演会を開催します【新規】  
～ 第4次産業革命による超スマート社会の実現～

(北海道経済産業局)

経済産業省北海道経済産業局では、札幌商工会議所とともに、「新産業構造ビジョン」講演会～第4次産業革命による超スマート社会の実現～を開催します。

◆講演会概要

【日時】平成29年8月3日(木)14:00～15:30

【場所】北海道経済センター 8階 Aホール(札幌市中央区北1条西2丁目)

【定員】100名(参加費無料)

【対象】企業、自治体、企業支援機関等

【主催】札幌商工会議所

【共催】経済産業省北海道経済産業局、(一社)北海道商工会議所連合会

◆プログラム

「新産業構造ビジョン」～一人ひとりの、世界の課題を解決する日本の未来(仮)

説明者:経済産業省 経済産業政策局 産業再生課

質疑応答

◆申込方法

以下のウェブサイトからお申し込みください。

「新産業構造ビジョン」講演会～第4次産業革命による超スマート社会の実現～

【URL】<https://www.sapporo-cci.or.jp/web/events/details/post-204.html>

定員に達し次第、締め切りますので、予めご了承ください。

◆問い合わせ先

札幌商工会議所 政策調整・広報 生産性向上担当

TEL:011-231-1077

◆参考

「新産業構造ビジョン」をとりまとめました～「一人ひとりの、世界の課題を解決する日本の未来」を発表いたしました～(経済産業省のウェブサイト)

【URL】<http://www.meti.go.jp/press/2017/05/20170530007/20170530007.html>

平成 29 年度北海道知的財産支援ガイド」を発刊しました【新規】  
～ 北海道知的財産戦略本部 29 機関による支援策を紹介 ～

(北海道経済産業局)

北海道知的財産戦略本部※(事務局:北海道経済産業局、北海道)では、この度「平成 29 年度 北海道知的財産支援ガイド」を発刊しました。(A4 版、36 頁)

本ガイドは、29 構成機関の知的財産に関する支援施策を一冊にまとめ、道内の中小・ベンチャー企業の方に役立つ知的財産の支援情報をワンストップで提供しています。

※北海道知的財産戦略本部(<http://www.hkd.meti.go.jp/hokip/chizai/about/index.htm>)

#### ◆掲載概要

知的財産にかかる一般的な相談フローを想定し、7 つの段階に分類して、相談窓口、補助金、専門家派遣や共同研究実施機関、セミナー・研修などの支援情報を解りやすく紹介しています。

1. 知財全般
2. 知財意識・知財活動の強化
3. 研究開発
4. 知財での保護・権利化
5. 製品化・事業化
6. 海外展開
7. ブランド

#### 【その他】

- ・各種支援情報の詳細へ迅速にアクセスするため「問い合わせ先」に QR コードを追加しました。
- ・「特許料等が安くなる減免制度」、「無料で専門家に相談できる窓口」、「海外での権利取得を支援する補助金制度」をトピックスとしてより詳しく紹介しています。

#### ◆入手方法

PDF 版は当局の以下からダウンロード出来ます。

【URL】<http://www.hkd.meti.go.jp/hokip/20170707/index.htm>

冊子の郵送をご希望の方は、「郵便番号、住所、企業等名、氏名、電話番号、必要部数」を明記の上、下記申込先まで FAX 又は E-mail でご連絡ください。

※ご提供いただいた情報は、本冊子送付の目的以外には一切使用いたしません。

#### ◆申込・問い合わせ先

経済産業省北海道経済産業局 地域経済部 知的財産室  
〒060-0808 札幌市北区北 8 条西 2 丁目 札幌第 1 合同庁舎  
TEL:011-709-2311(内線 2584・2586)  
FAX:011-707-5324  
E-mail:[hokkaido-chizai@meti.go.jp](mailto:hokkaido-chizai@meti.go.jp)

**平成 29 年度 災害時に備えた社会的重要なインフラへの自衛的な燃料備蓄の推進事業費補助金  
(石油ガス災害バルク等の導入に係るもの) の公募を開始しました**

(北海道経済産業局)

(一財)エルピーガス振興センターでは、平成 29 年度「災害時に備えた社会的重要なインフラへの自衛的な燃料備蓄の推進事業費補助金(石油ガス災害バルク等の導入に係るもの)」の公募を開始しました。

**◆事業概要**

災害発生時に、電力や都市ガスの供給が途絶した場合でも、避難困難者が多数生じる病院や老人ホーム、公的避難所及び一時避難所となり得る施設等において、ライフラインの機能を維持できるよう、石油ガス災害バルク等を設置する企業・自治体等に対し補助します。

**【対象となる機器】**

「災害対応型バルク貯槽」及び「燃焼機器」(「LPガス発電・照明ユニット」、「LPガス燃焼機器ユニット(調理、炊飯又は冷暖房に供するもの)」、「LPガス給湯ユニット」のうちいずれか1つ以上のユニット)で一体的に構成されたもの。

**【対象となる設置場所】**

- ・災害発生時に避難困難者が多数生じる病院、老人ホーム等
- ・公的避難所
- ・一時避難所となり得る施設

**【補助限度額・補助率】**

限度額：一申請あたり 1,500 万円

補助率：(中小企業者)対象経費の 2/3 以内、(その他)対象経費の 1/2 以内

**◆公募期間**

第 1 回：平成 29 年 6 月 5 日(月)～6 月 30 日(金)

第 2 回：平成 29 年 7 月 3 日(月)～7 月 31 日(月)

第 3 回：平成 29 年 8 月 1 日(火)～8 月 31 日(木)

**◆公募要領等**

詳細・申請書類等については、「災害時に備えた社会的重要なインフラへの自衛的な燃料備蓄の推進事業費補助金」専用ウェブサイトをご覧ください。

【URL】<http://saigaibulk.net/index.html>

**◆申請・問い合わせ先**

(一財)エルピーガス振興センター 助成事業室

〒105-0003 東京都港区西新橋 3 丁目 5 番 2 号西新橋第一法規ビル 5 階

TEL: 03-6402-3626

## 第2回日本サービス大賞の募集を開始しました

(北海道経済産業局)

サービス産業生産性協議会(SPRING)では、6月1日から「日本サービス大賞」の募集を開始しました。本賞は、多岐にわたる業種の多種多様な優れたサービスを表彰する制度です。

### ◆応募対象

優れたサービスを提供している全ての事業者(行政サービスは除く)

### ◆各賞

内閣総理大臣賞	1件	最も優秀とされたサービスを表彰
地方創生大臣賞	数件程度	地域の活性化の視点で大きく貢献した優秀なサービスを表彰
総務大臣賞	各1件程度	各省の所掌に基づき管轄となる大臣より、優秀なサービスを表彰
厚生労働大臣賞		
農林水産大臣賞		
経済産業大臣賞		
国土交通大臣賞		
優秀賞	数件程度	主催団体より、優れたサービスを表彰
JETRO 理事長賞	1件程度	グローバルな展開で著しく成功した、優秀なサービスを表彰
審査員特別賞	未定	審査委員会の判断により、特に際立った特徴のあるサービスを表彰

### ◆応募期間

平成29年6月1日(木)～8月31日(木)15時必着

### ◆応募要領

応募要領等の詳細は、日本サービス大賞(サービス産業生産性協議会 SPRING)のウェブサイトをご覧ください。

【URL】<http://service-award.jp/index.html>

### ◆申し込み・問い合わせ先

サービス産業生産性協議会(SPRING)「日本サービス大賞」事務局  
 〒150-8307 東京都渋谷区渋谷 3-1-1 (公財)日本生産性本部内  
 TEL:03-3409-1145  
 E-mail:[service-award@jpc-net.jp](mailto:service-award@jpc-net.jp)

平成 29 年度「夏季の省エネルギーの取組について」を決定しました

～ 6 月から 9 月は夏季の省エネキャンペーン ～

(北海道経済産業局)

6 月から 9 月において夏季の省エネルギーの取組を促進するため、省エネルギー・省資源対策推進会議省庁連絡会議(事務局:経済産業省)が開催され、平成 29 年度の「夏季の省エネルギーの取組について」が 5 月 29 日に決定しました。

本取組は、省エネルギーに関する国民運動の展開、産業界等への周知・協力要請及び政府自らの行動について定めたものです。

つきましては、無理のない範囲で省エネルギーへの取組の実践についてご理解、ご協力をお願いいたします。

省エネルギー・省資源対策推進会議省庁連絡会議は、省エネルギー・省資源対策を総合的かつ効率的に推進するため、毎年、エネルギー消費が増加する夏と冬が始まる前に開催されています。

平成 29 年度の「夏季の省エネルギーの取組について」は、政府自らが率先して行動するとともに、各方面に省エネルギーの取組を呼び掛け、国、地方公共団体、事業者及び国民が一体となった省エネルギーに関する取組をより一層推進する内容になっています。

なお、当局でも省エネルギー・節電の観点から執務室の空調管理の徹底、照度の削減等を励行しています。

詳細については当局のウェブサイトをご覧ください。

【URL】<http://www.hkd.meti.go.jp/hokpw/summer17/index.htm>

◆参考

◇2017 年度夏季の電力需給対策について(首相官邸のウェブサイト)

【URL】[http://www.kantei.go.jp/jp/singi/electricity\\_supply/](http://www.kantei.go.jp/jp/singi/electricity_supply/)

◇産業界向け:「節電・省エネ事例／電力ピーク対策”虎の巻”」

【URL】<http://www.hkd.meti.go.jp/hokne/setsuden/index.htm>

◇家庭向け:実践!おうちで省エネ(スマホアプリ・冊子)

【URL】<http://www.hkd.meti.go.jp/hokpw/ouchi/index.htm>



公共施設の見学を取り入れたツアーを催行してみませんか  
～「公共施設見学ツアー」の取組に参加いただける旅行会社を募集しています～

(北海道開発局)

北海道開発局では、ダムや道路、港湾などの公共施設の役割や重要性について、より多くの皆さまに知っていただくとともに、観光産業の振興や地域の活性化を目的として、平成 25 年度から「公共施設見学ツアー」という取組を行っています。現在、平成 29 年度において「公共施設見学ツアー」を企画・催行していただける旅行会社の募集を行っています。

募集型ツアー、受注型ツアー(修学旅行、社員旅行、町内会旅行等)を問わず、公共施設の見学を取り入れたツアーの企画について、是非ご検討ください。

◆事業概要 北海道内各地のダムや道路、港湾など、「公共施設見学ツアー」対象施設の見学を取り入れた旅行商品(ツアー)を企画・催行いただきます。

施設見学の際は、北海道開発局の職員が施設を案内し、施設の役割等について解説します。また、ダム等の施設で、普段は公開していないエリアをご覧いただいています。(無償対応)

◆申込方法 「公共施設見学ツアー」の企画を希望される場合は、当局ホームページにある応募要領等をご覧いただき、「公共施設見学ツアー」総合窓口までお申し込みください。

◆応募要領 応募要領等詳細については、北海道開発局「公共施設見学ツアー」のページをご覧ください。

<http://www.hkd.mlit.go.jp/ky/ki/chousei/u23dsn0000001f6f.html>

◆対象施設 「公共施設見学ツアー」の対象となる施設は以下のとおりです。

《道央地区》

石狩地区地域防災施設(川の博物館)(石狩市)、千歳川遊水地群(舞鶴遊水地)(長沼町)、滝川地区地域防災施設(川の科学館)(滝川市)、砂川遊水地(砂川市)、樽前山砂防施設(苫小牧市)、夕張シューパロダム(夕張市)、漁川ダム(恵庭市)、定山溪ダム(札幌市)、豊平峡ダム(札幌市)、滝里ダム(芦別市)、小樽港(みなとの資料コーナー)(小樽市)、苫小牧港(苫小牧市及び厚真町)、北海幹線用水路関連施設群(赤平市ほか)、石狩川頭首工関連施設群(月形町ほか)、古平漁港衛生管理型施設(古平町)

《道南地区》

美利河ダム(今金町)、国道 5 号赤松街道(七飯町)、函館漁港船入潤防波堤(函館市)

《道北地区》

十勝岳火山砂防情報センターと青い池(美瑛町)、金山ダム(南富良野町)、大雪ダム(上川町)、忠別ダム(東川町)、岩尾内ダム(士別市)、留萌ダム(留萌市)、国道 40 号旭橋(旭川市)、稚内港(北防波堤ドームなど)(稚内市)、富良野盆地地区(中富良野町)

《道東地区》

釧路湿原旧川復元茅沼地区(標茶町)、千代田新水路(幕別町)、十勝ダム(新得町)、札内川ダム(中札内村)、鹿ノ子ダム(置戸町)、国道 273 号三国峠(上士幌町)、釧路港(国際バルク戦略港湾)(釧路市)、網走港(帽子岩ケーソンドックなど)(網走市)、羅臼漁港衛生管理型施設(羅臼町)

◆問い合わせ先 平成 29 年度「公共施設見学ツアー」総合窓口

北海道開発局開発監理部開発調整課 TEL(011)709-2311(内線 5477)

【公共施設見学ツアーの例】



〈白鳥大橋主塔から〉



〈豊平峡ダム観光放流見学〉



〈樽前山砂防施設〉



〈滝里ダム監査廊見学〉

平成29年度「手づくり<sup>ふるさと</sup>郷土賞」募集中【新規】  
～個性的で魅力ある郷土づくりを応援します～

(北海道開発局)

「手づくり郷土(ふるさと)賞」は昭和61年度に創設され、今年度で32回目を迎える国土交通大臣表彰です。

同賞は、地域づくり活動によって地域の魅力や個性を生み出している良質な社会資本とそれに関わった団体のご努力を表彰するものです。また、これらの好事例を広く紹介することで、各地で個性的で魅力ある郷土づくりに向けた取組が一層推進されることを目指しています。

地域づくりに取り組む活動団体、地方公共団体のみなさまのご応募をお待ちしております。

■応募者の資格

地域の社会資本(※)を有効活用し、地域づくり等に取り組む活動団体が単体で、または社会資本を管理する地方公共団体(都道府県、市区町村)と共同で応募するものとします。

※原則として、国土交通省が所管する社会資本で、地方公共団体等が整備・管理するものも含まれます。

■表彰部門

手づくり郷土(ふるさと)賞は、以下の2部門について、募集を行っています。

(1) 手づくり郷土(ふるさと)賞(一般部門)

地域の魅力や個性を生み出している社会資本及びそれと関わりのある地域活動が一体となった成果を対象とします。

(2) 手づくり郷土(ふるさと)賞(大賞部門)

これまでに「手づくり郷土(ふるさと)賞」を受賞したもののうち一層の発展があったもの。

受賞団体決定後、東京都内において、受賞団体によるプレゼンテーションなど活動の発表会(交流会)を予定しております(平成30年1月～2月頃)。発表会では、受賞団体の中から各部門のグランプリを選出します。

会場までの交通費等は1団体につき2名様分までご用意する予定です。

■募集期間

平成29年9月1日(金)まで ※消印有効

■応募方法

応募資料(応募用紙、参考資料)を北海道開発局に提出

※応募要領、応募資料については、北海道開発局ホームページをご覧ください。

<http://www.hkd.mlit.go.jp/ky/ki/chousei/ud49g700000001s9.html>

■問い合わせ先(応募資料提出先)

北海道開発局開発監理部開発調整課 TEL(011)709-2311(内 5470) 札幌市北区北8条西2丁目

昨年の受賞案件(北海道内): 奇跡の湿原を次世代へ～キウシト湿原の保全と活用～

住宅地の中にありながら奇跡的に開発されずに残り、貴重な動植物が多数生息するキウシト湿原。

市、市民、専門家と協働で湿原の保全・再生に取り組み、生態系が回復。

市内外から来園者が増加しており、新たな観光スポットとして地域に波及効果をもたらせています。

●活動主体 特定非営利活動法人 キウシト湿原・登別



小学校の総合学習の様子

## 北海道コンベンション誘致促進助成金のご案内

(北海道)

道では、北海道内で開催される予定のコンベンション主催者を対象とした助成金制度をご用意しております。北海道でのコンベンション開催をご検討いただく際、助成の対象となる場合がありますので、ぜひご相談ください。

### ◆制度概要

#### 1 助成の対象となるコンベンション

北海道内で開催される予定のコンベンションで、以下に該当するものが対象となります。

2日間以上にわたって開催されるコンベンション(学会、総会、会議、見本市・展示会等)のうち、

・北海道外(外国を含む。)からの参加者が全体の2分の1以上

かつ

・開催される市町村またはコンベンションビューロー等(以下「関係市町村等」という。)から助成金等が交付されるもの

であって、次のいずれかに該当するもの

ア 参加者が300人以上であり、かつ、そのうち外国からの参加者が50人以上の規模で開催される国際的なコンベンション

イ 参加者が1,000人以上の規模で開催される全国的なコンベンション

※ 参加者には、展示会などの一般来場者は除きます。

※ 次のいずれかに該当するものは、助成の対象となりません。

・道の他の補助金等の交付を受けるもの

・営利又は収益を目的としているもの

・あらかじめ定められた開催順序に従って開催されるもの

・主催者が国または地方公共団体

・主催者が宗教団体または政治団体(共催の場合も含む。)

・その他適当でないと認めるもの

#### 2 助成額及び助成対象経費

助成金の限度額は、次のとおりです。ただし、関係市町村等からの助成金等の額を超えることはできません。

##### ○助成額

上記「1 助成の対象となるコンベンション」の区分により金額が異なります。

道外からの参加が1/2以上(必須条件) かつ 関係市町村等からの助成が上限

参加者	助成限度
・全体参加300人以上 かつ 外国参加者が50人以上	300万円
・全体参加1000人以上1500人未満	100万円
・全体参加1500人以上2000人未満	200万円
・全体参加2000人以上	300万円

##### ○助成対象経費

宣伝費、会場借上費、設営費、印刷製本費等

※ 参加者の飲食を伴う懇親会などの経費は助成対象となりません。

#### 3 申請手続きについて

再来年度以降開催のコンベンションについて、申請をすることができます。

(平成 29(2017)年度の受理は、平成 31(2019)年度4月以降開催分となります)

申請にあたっては、関係市町村等を経由して行うこととなりますので、まずは、開催市町村等へご相談ください。

◆問い合わせ先：北海道 経済部 観光局 国際観光グループ(TEL 011-204-5305)

## 平成 29 年度「北海道省エネルギー・新エネルギー促進大賞」の募集を開始しました

【新規】（北海道）

道では「北海道省エネルギー・新エネルギー促進条例」に基づき、平成14年度から省エネルギーの促進と新エネルギーの開発・導入の促進に関して、顕著な功績のある個人・団体を対象に、標記表彰制度を実施しています。

今年度も省エネルギー機器の導入や新エネルギー利用設備及び技術の開発、省エネルギー・新エネルギーに関する普及啓発活動等で、優れた成果をあげた取組を募集しますので、ぜひご応募ください。

### ◆募集内容

#### ○省エネルギー部門

省エネルギー機器の導入やエネルギー効率の向上、エネルギー消費量の削減(節電を含む)などで優れた成果をあげたものや、省エネルギーの促進に関する普及啓発活動等を実施し、省エネルギー意識の向上に高い効果があったと認められるものを募集します。

#### ○新エネルギー部門

新エネルギーの先進的導入、新エネルギー利用設備及び技術の開発、普及啓発活動等を行い、今後の新エネルギー導入の先例となり、波及効果が高いと認められるものを募集します。

### ◆応募資格

- ・道内に居住する個人、道内に主たる事業所又は事業所を有する法人(非営利法人を含む)、道内に所在する団体(任意団体を含む)及び市町村
- ・過去3年間に環境関連の法令等の違反を事由として行政処分を受けていないこと

### ◆応募方法

○自薦、他薦は問いません。

#### ○応募書類

所定の応募用紙に詳細のわかる写真・パンフレット等を添付して、郵送又は持参により5部提出してください。(推薦の場合は、推薦理由を付記してください。)

#### ○応募期間

平成29年6月1日(木)から8月25日(金)まで(郵送の場合は必着)

### ◆ホームページURL

- ・応募用紙などは、以下ホームページからダウンロードしてください。
- また、過去の受賞者や取組事例も、同ホームページでご覧いただけます。

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kke/sene2/sokusintaisyosyosyu.htm>

### ◆表彰等

- ・審査により、各部門で特に優秀と認められるものを「省エネルギー部門大賞」、「省エネルギー部門奨励賞」、「新エネルギー部門大賞」、「新エネルギー部門奨励賞」として表彰し、賞状を贈呈します。
- ・道のホームページや道のイベント内で取組を公表するなど、積極的に PR するほか、表彰企業等プレミアム・パッケージ支援事業によるPR支援を行います。
- ・受賞者については、「北海道グリーン・ビズ認定制度」特別枠で認定され、「シンボルマークの使用」や「金融機関での優遇措置(金融機関所定の審査があります。)」のメリットがあります。

### ◆提出先・問い合わせ先

北海道経済部産業振興局 環境・エネルギー室 省エネ・新エネグループ(担当: 広田)

住 所 〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目

電 話 011-231-4111 内線26-157

FAX 011-222-5975

E-mail [hirota.katsuhiko@pref.hokkaido.lg.jp](mailto:hirota.katsuhiko@pref.hokkaido.lg.jp)